令和2年度 第2回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 令和 2 年 11 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分~午後 4 時 05 分

場 所 八戸市公民館 2階会議室

出席委員 8名 類家委員長、関副委員長、川本委員、倉田委員、澤藤委員、晴山委員、 向井委員、村岡委員

事 務 局 岩瀧総合政策部次長兼政策推進課長、森林震災復興推進室長、尾崎主幹、 竹田主事

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議事

案件 1 令和元年度市民委員会意見への対応状況について

委員長

それでは案件 1、令和元年度市民委員会意見への対応状況についてから審議を始めたいと思います。審議の進め方ですが、委員の皆さまには前もって資料 4-1 をご覧いただいた上で事前にご質問やご意見いただいておりますので、それらを取りまとめ各課の回答の要点を記載した資料 4-2 事前質問・意見一覧表に沿って意見交換を進めてまいりたいと思います。進め方につきましては、方向性ごとに事前に提出された質問・意見について事務局及び各担当課からご回答いただき、委員の皆さまはじめ担当課を交えながら意見交換をしていきたいと思います。委員の皆さまには事前質問の他に本日新たにお気づきになられた点も含めまして大所高所からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は案件 1 の審議終了後、担当課の方にはご退席いただく予定ですので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。それでは審議を始めたいと思います。2. 地域経済の再興から確認してまいります。10.1 から11 から11 から12 まで通して事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

それでは案件 1、令和元年度市民委員会意見への対応状況についてご説明いたします。資料 4-2 をご用意ください。あわせまして、前回委員会で配付した資料 4-1 もお開き願えればと思います。それでは、資料 4-2 をご覧ください。資料 4-2 の見方をご説明いたします。1 ページのNo.1 をご覧ください。1 段目には令和元年度の意見書の内容を記載しております。2 段目には資料 4-1 の担当課からの事前回答を踏まえた委員の皆さまからの質問・意見を記載しております。3 段目には担当課からの回答を記載しております。それでは、2. 地域経済の再興のNo.1 からNo.3 まで進めてまいります。(1) 水産業の再興、No.1 でございます。令和

元年度意見書の内容は、国際競争力のある水産物の供給体制の確立に向け課題や具体的なロードマップを市民に示して理解を得るとともに、関連企業の連携を強化し、弱点や隘路を打開するための取組を進め、生産から流通に至る産業モデルの構築を図る必要があるとの意見でございます。次に資料 4-1 の 10 ページNo.33、こちらに担当課からの事前の回答がございますが、こちらを踏まえ、委員より、生産から流通に至る水産業の新しい産業モデルとして、参考ないしは目標となる具体的な先進事例などはあるかという質問をいただいております。こちらについて、水産事務所より回答をお願いいたします。

水産事務所

先進事例の面白い試みといたしまして、JR の新幹線を活用した鮮魚輸送があげられます。朝セリ後の鮮魚をその日のうちに東京の店舗で販売する。さらに、JR さんと連携している宅配業者さんによって個別配送も考えられているということで、実際に JR 東日本さんでは、命名としては新幹鮮魚、新幹線と鮮魚をかけた新幹鮮魚実証実験をやっておりまして、その試みをこちらでも注視しており、まだ具体的にはなっておりませんが、そういうことを参考にして導入できるかどうかを探ってまいりたいと思っております。

事務局

(2)農林畜産業の再興のNo.2 になります。資料 4-1 では 11 ページのNo.35 になります。令和元年度意見書の内容は、環境への配慮と畜産振興の両方にバランスの取れた環境アセスメントの実現に向け、県に対し要件緩和の要望を継続するとともに、畜産振興を図るための各種施策に取り組む必要があるとの意見でございます。こちらにつきまして、担当課からの事前回答を踏まえ、委員より、畜産業の一段の発展のために、環境面の配慮をしながら近隣他県並みの環境基準となるよう県への要望をこれからも継続していく必要があるとの意見。また、地域内の畜産品は素材のまま出荷されるケースが多いが、高付加価値化のためにも関連する食品産業などの誘致にも力を入れる必要があるとの意見をいただいております。こちらのほうは、農林畜産課と産業労政課からそれぞれコメントをお願いいたします。

農林畜産課

いただきましたご意見のうち、私からは環境影響評価の対象となる畜産施設の規模要件の緩和要望の継続につきまして、これまでの経緯も含めましてお答え申し上げます。青森県環境影響評価条例は、環境影響評価法の施行に伴い平成 12 年に制定されております。その後、条例制定時に比べて畜産施設の規模、苦情件数、環境保全対策等に変化が見られるという理由から、評価手続きを行う必要があるかどうかを個別に判定できる規模要件の緩和が平成 23 年 4 月に実施されております。その際に、3 年経過後には畜産施設の環境保全の状況を踏まえてさらなる緩和措置を講じることといたしまして、実際に平成 26 年から実地調査を行い、平成 28 年にその内容が示されております。結果としましては、家畜ふん尿等の処理、施設排水の水質、悪臭に関する不適事項が確認されたほか、苦情件数も増加しているという状況でございまして、これは平成 23 年に規模要件が緩和されておりますが、その対象

となっている施設からも散見されたということでございました。調査結果を踏まえ、県では法令順守の徹底、環境保全のための新技術の導入、高度処理施設の整備など、畜産業界における主体的な取組を促しまして、改めてその改善状況等を確認の上必要な措置を講じることとしております。こうした経緯がございますけれども、畜産による環境化に関しましては、畜産高度化支援リース事業のほか、畜産環境問題の対応に必要な施設整備と一体的に家畜を導入する事業など制度の充実が図られていることから、令和 3 年度八戸市重点事業の要望項目、畜産振興のための総合的な支援の中で、畜産施設に係る県環境影響評価対象の規模要件の緩和について要望しているものでございます。

産業労政課

企業誘致のほうを担当している課といたしまして、現況報告の意味合いでご説明をいたします。工業の振興の観点から見ると、当市の製造業に占める食料品製造業の割合は事業所数、従業員数、製造品出荷額において最も多い割合を占める業種となっており、当市産業の特色と認識してございます。産業政策全体といたしまして、こちらの特色を生かしながら、うち企業誘致の分野では委員ご提言の高付加価値化も念頭に、引き続き、地域への経済波及効果の高い産業分野に重点を置きながら企業誘致に向けて取り組んでまいります。

事務局

続きまして、(3)企業活動の再興、No.3 になります。令和元年度意見書の内容は、交通アクセスの利便性を生かした企業誘致の推進や新分野などの産業集積を促進するとともに、高校・大学と連携して地域を支える人材発掘に取り組む必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえ、10 月から開催しているバーチャル産業立地フェアの反響、問い合わせや相談の状況について、また、地元企業との協力についてのご質問をいただいております。産業労政課から回答をお願いいたします。

産業労政課

バーチャル産業立地フェアでございますけれども、10月1日から27日までのアクセス状況では、いわゆるリピーターの分を除きまして実人数で約600人の訪問があったところで、その8割以上が愛知県や東京などの県外のアドレスからの訪問となっているところでございます。ページビューの回数といたしましては、立地企業のインタビューのコーナー、こちらのほうの閲覧が最も多くなっているところでございます。一方、現在のところオンライン相談の実績はありませんが、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。また、既存の誘致企業もしくは関連企業の皆さまには、オンラインフェアの開催開始時に繋がりのある企業様への紹介を依頼してございますので、引き続き、周知面でのご協力がいただければと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。No.3 まで通してご回答いただきました。No.3 までは全て

A委員さんからですね。どうぞご意見をお願いします。

A委員

No.1 ですけれども、生産から流通に至る産業モデルという割と骨太のものを検討しているのかなと思ったのですが、ちょっと回答のほうは面白い試みの紹介ということだったので、本格的な検討はこれからなのかなということだと思いますが、やはり国内外問わず、水産業、ただ捕ってそのまま売るというような従来型のものというのはだんだん限界にきているのかなというところもあるので、意見書のほうにあるような生産から流通に至るモデルというものの目標となるようなものを探す、ないしは、八戸モデルみたいなものを作っていただければ、そういう一つの根本的に今までの水産業の在り方を場合によっては変えるかもしれないような産業モデルみたいなものを検討いただきたいなというふうに思っております。

No.2 の畜産業のほうですが、規制緩和をずっとお願いしてきて、一生懸命かなり頑張っていただいているのだろうなというふうに思っておりますが、市の方のご説明の中で苦情も増加しているというお話もある。もちろん環境を破壊してまでどんどん規制緩和してくれということではありませんが、一部で私が聞いている中では、ある程度大規模になったほうが環境施設とかそういうものを導入しやすいといいますか、規模のメリットを出しやすいというお話も聞いていますので、大規模なほうが逆に環境保全のほうでプラスになる面もあるのかなというようなところもあるので、その辺のところもご検討いただいて、ものすごく緩和してくれということではなく、せめて岩手県や秋田県並みに近づいたような環境基準であれば、県内への畜産業関連の施設も立地が促進するのだろうなというふうなことも考えられますので、その辺のところも念頭においてこれからも検討をお願いしたいなと思います。

最後にNo.3 のバーチャル立地フェアのことですが、私も勉強不足だったのか存じ上げなかったもので、周知に努めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

はい、ありがとうございました。担当課さんのほうから今の意見について追加のご回答はございますか。よろしいですか。他の委員の皆さまいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進めたいと思います。No.4 からNo.7 まで、これも通して事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

それでは(4)観光・サービス業の再興につきまして、No.4 からNo.7 まで進めてまいります。No.4 でございます。資料 4-1 では 12 ページのNo.40 になります。令和元年度意見書の内容でございますが、旧柏崎小学校跡地に整備する八戸三社大祭の山車製作・展示場所については、製作場所の確保に苦慮している他の山車組の利用も想定しつつ、観光展示機能を有しミュージアム施設を併設した場所として整備する必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえまして、委員より、旧柏崎小学校跡地の整備計画のコンセプトと現在の課

題及び今後のスケジュールについての質問をいただいております。観光課から回答をお願い いたします。

観光課

旧柏崎小学校の跡地の整備計画に関して基本的に今進めておりますのは、平成 23 年に今 の新しい場所に移りました柏崎小学校の跡地の部分を地域住民の憩いの場、それから八戸三 社大祭の振興と伝承のための山車制作場所として、広場及び山車小屋を整備することで、こ れまでさまざま検討をしておりまして、地域の皆さまや山車組関係者の意見を伺いながら前 に進めることで検討しているところでございました。現状でいきますと、両者、地域と山車 組関係者になるのですけれども、両者が希望する山車小屋棟数の調整をじっくりと検討しな がら進めているところでございまして、課題といいますとこの調整がまだ着地を見ていない ところでございまして、現在、具体の整備に着手できていない状況であります。なぜ棟数の 調整が必要かというところは次のスケジュールともからんでくるのですけれども、まず棟数 を含めた山車小屋整備案、これの合意を得なければ、あそこは住居地域ということで法律上 山車小屋を建てられないエリアになっておりまして、それを都市計画法でいうところの用途 地域の変更ということで、近隣商業地域という山車小屋を建てられるように用途地域を変え る必要があるのですけれども、そのためにはしっかりとした、ある程度熟度を高めた整備計 画を棟数とかそういったものをしっかり固めなければいけないのですが、棟数の部分でしっ かり着地点を見出せていないというところで今協議をしているところでございます。今後の スケジュールとしては、地域と山車組とで合意を得られれば、山車小屋建設が可能な用途地 域への変更手続きに進んでいくのですけれども、通常これが 1 年位の期間がかかるといわ れております。また、広場整備についてですけれども、こちらも地域住民の皆さまのご意見 を反映させるような形にまだ進めていないので、実際の広場整備に当たりましても住民の皆 さまのご意見を伺いながら整備案を固めまして、用途地域の変更が済めば山車小屋と広場の 実施設計に入り、それが終了次第、山車小屋の建設、広場の整備というような形の順番で進 めていく予定であります。

事務局

続きまして 3 ページのNo.5 に入らせていただきます。令和元年度意見書の内容はNo.4 と同じになります。意見でございますが、旧柏崎小学校跡地への山車の展示については継続して整備をお願いしたい。また、中心街への集客と活性化の観点から、新美術館への通年展示を検討してはどうかとの意見をいただいております。担当課からコメントをお願いします。

観光課

先ほどお話した部分と重複してしまうのですけれども、展示機能を含めた山車小屋及び 広場を整備することで、地域の皆さま、山車振興会の皆さまと意見交換しながら何とか整備 に着手できるように検討を進めているところでございます。

新美術館建設推進室

私のほうからは、新美術館にいただきましたご提案につきましてご回答いたします。新美術館につきましては、現在建物は年内の完成を目指して工事を進めており、建設工事自体は終盤に差し掛かっているところでございます。今後の予定としましては、旧青森銀行八戸支店の建物の解体に着手しておりますけれども、これを進めながら跡地に広場の整備をすると同時に、建物については、作品に影響を与えないように館内の建材からでるアルカリガスを排出するいわゆる枯らし期間と呼ばれますけれども、これを設けながら開館の準備を進めまして、今のところオープンについては来年の夏から秋ごろを目指して進めているという状況でございます。このような中、美術館の中には収蔵作品を常設展示するための部屋、コレクションラボと呼んでおりますけれども、そういう部屋は用意しておりますが、三社大祭の山車を通年展示するようなスペースは残念ながら確保できないという状況でございます。しかしながら、新美術館では企画のほうで地域に関するさまざまなテーマを深掘りしながら、八戸ならではの美に迫ることをテーマにしておりまして、三社大祭につきましては八戸市民の最大のクリエイションの場と認識しており、重要な地域資源と考えております。このような中で、今後の美術館の企画で三社大祭をテーマとして取り上げることも検討してまいりたいと考えております。

事務局

続きましてNo.6 に入らせていただきます。資料 4-1 では 13 ページのNo.44 になります。令和元年度の意見書の内容でございますが、八戸三社大祭の伝統・文化の継承と観光資源としての発展的活用を目的とした長期ビジョンを関係者間で策定・共有し、一体となって課題解決に取り組む必要があるとの意見でございます。質問でございますが、長期ビジョン策定に向けて八戸三社大祭運営委員会で把握している諸問題の内容と今後の協議検討のめどについての質問をいただいております。観光課から回答をお願いします。

観光課

ご質問では長期ビジョンという表現をしておりますけれども、三社大祭の長期的な目指す姿といいますか、方向性みたいなものになってくるかと思います。その中で諸問題の内容という部分でございますけれども、三社大祭の主催をしておりますのは三社大祭運営委員会、市内のさまざまな団体で構成しております委員会になるのですけれども、こちらのほうでは三社大祭が抱えている主な問題としまして、山車小屋の確保や引き子の減少、日程の問題など、さまざまあるということで把握をしており、委員会の中に企画推進部会という部会がありまして、そちらのほうで諸問題、三社大祭の継承、それから活用に向けた長期的な方向性を検討していく予定になっていると伺っております。市も運営委員会のメンバーに入っておりましたので、まずは主催者であります運営委員会の中で、これから目指すべき三社大祭の方向性をしっかり議論して解決に取り組んでいきたいと考えております。

事務局

続きましてNo.7 に入らせていただきます。資料 4-1 では 13 ページのNo.41 になります。令和元年度の意見書の内容は、東京オリンピックなどの国際的なイベントが開催されるこの時機を捉え、インバウンド増加のための集客策を講じる必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえ、委員より、市がインバウンドの増加を図ることは好ましい。英仏において実施している八戸市の情報を効果的に発信する事業について、具体的な内容、今後の展開等を情報提供いただきたいとの質問でございます。こちらも観光課から回答をお願いします。

観光課

内容としますと、今、八戸圏域のインバウンドを担っておりますのが、観光地域づくり 法人として昨年 4 月に発足しました VISIT はちのへがインバウンド事業を担っております。 VISIT はちのへでは、メインターゲットとしましてイギリスとフランス、これは両国の国民 が自然景観や食、こういった部分に興味・関心をもっていて、しかも富裕層が比較的多いと いうところの中でこの 2 か国をメインターゲットとして捉えておりまして、現地にエージ ェントを置いて、エージェントを通して八戸圏域等に関心の高いメディアや旅行会社に当圏 域のさまざまな商品・サービスの情報を継続的に発信しているところでございます。そして、 圏域の魅力ある商品を直接体験していただくために、今年の 2 月、えんぶりの時期に合わ せてイギリス・フランスの旅行メディア 7 社を直接招聘いたしまして、えんぶりの鑑賞や 種差海岸のトレッキングなどを体験していただいたところであります。こうした活動の結果、 具体的な成果としまして、イギリスで月間 17 万ページビューもある The travel magazine に南部町のいちご狩りや田子のガーリックセンターが紹介されたり、フランスで 発行されております旅行雑誌に南部藩の足跡を巡ってということで、8 ページわたりまして この圏域が紹介されたりしてございました。また同じくフランスの女性誌の中でもえんぶり や種差海岸などが紹介されたりということで、まずは八戸圏域をしっかり知っていただくた めの活動をしているところでございます。今後の展開としましては、引き続き英・仏を対象 に魅力を継続してメディアに届け、コロナ禍が落ちついたら外国の方に地域に来ていただけ るよう受け入れ態勢の整備を進めながら取り組んでいくところでございまして、市としても VISIT はちのへと連携して、アフターコロナに八戸圏域を訪れていただけるよう取り組んで いきたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の回答に対してのご意見を伺いたいと思いますが、先に私のほうからNo.4 とNo.6 あわせて意見を申し上げたいと思います。意見書ではもうこれを取り上げて 4、5 年経とうかと思います。さっぱり進まないということで私も地元で跡地活用を考える会を主催しており、解体した跡地が青い芝生のままで交通量も多いところですので、市民の方々、あるいは地元のほうからも一体どうなっているのかというふうな意見がたびたび寄せられております。つきましては、この経過についてどこかでア

ナウンスしていただくことは可能かなと。地元とのいろいろな調整の部分はあまり表に出せないかと思うのですが、今こういう状況で進めますというアナウンスがそろそろ必要な気がするんですよ。解体してしばらくあのままの状態で、青々とした空き地のままになってございますし、また立ち入りもできない状況になっています。地元のほうからは管理上の問題もあるのだろうけれども、何も問題がなければ少し開放しても良いのではないかという意見も出たりしておりますので、そういった市民の意見に応えられるような機会を少し設けていただければありがたいなというふうに思います。なお、恐らくこの委員会もまもなく終了となりますので、今の回答に沿った形で速やかに事が進むようにお願いをしたいというふうに思います。私から以上です。他の委員の方々からもいただきたいと思いますが、まず、B委員さんいかがですか。

B委員

私も委員長と同じ考えで、私の中のイメージは五所川原の立佞武多の館、あと青森にあるねぶた祭りの山車小屋ですか、ああいう感じがあそこにできるのだろうなあという何かそういうイメージを抱いていました。それと観光客、先ほどインバウンドの話もありましたけれども観光客の方が大幅に伸びておりまして、ビジネス客と観光客と大体同じぐらいの比率になっているのかなと思いますけれども、スポットによっては観光客のほうが逆に多くなるということもありまして、いざ来た時に、八戸のまちなかって何も見るところもないし敢えて紹介するのが種差海岸ですよとか蕪島神社だとかそういうところしかなくて、そういう文化的な部分で展示してあるのがユートリーにある三社大祭の山車しか思い浮かばないというのがとても寂しくて、これは早くまちなかや新美術館、私はそこにてっきりできるのかなと思ったらスペースが無いと先ほどおっしゃっていたので、ちょっとその辺も含めながら、やはり来年もう新美術館がオープンしてまちなかの雰囲気がまた変わってくると思いますので、早く柏崎小学校跡地の整備も含めていろいろ検討していただければなと思っております。

委員長

ありがとうございました。それではNo.7ですが、C委員さん、いかがでしょうか。

C委員

観光課の方から詳細な説明どうもありがとうございました。ここまでやってくださっているとは思っていなくて、大変心強く思ったところです。現在、観光産業はコロナ禍によってどうなるのか先行きが大変不安なところがある中、このような試みは大変大事であると思いました。大型の観光施設はそれなりにインパクトを感じますが、それだけが誘引要因ではないと思います。私どもも国際会議などでパリを訪れると迫力を感じます。一方、郊外のささやかなフランス農家を訪問して手づくりのワインをご馳走になり、説明を受けたことがありますが、充実した魅力を感じたことがあります。そうした経験からすると、この地域で取り組んでいる食や歴史というのは他地域と異なる事も多く、それが魅力になるとともに、その地に住む人々にとっては自信にもなると思います。何でも規模が大きくないと駄目だとい

うことはなく、規模にあった魅力付けについては是非今後とも尽力いただき、この八戸地域 での観光の拠点作りに邁進していただきたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは質問した委員の皆さま以外の方から何かご意見、ご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。 次は3の都市基盤の再建に入りたいと思います。No.8 について事務局から説明をお願いします。

事務局

3. 都市基盤の再建、(2) 港湾の整備に入らせていただきます。No.8 になります。令和元年度意見書の内容は、八戸港を取り巻く諸情勢の変化や新たなニーズに対応するため、引き続き八戸港港湾計画の改訂を港湾管理者である県に働き掛けていく必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえまして、委員より質問をいただいております。八戸港の港湾計画改訂に向けた令和元年度以降の具体的な動きと今後の予定やスケジュールについて質問をいただいております。港湾河川課から回答をお願いします。

港湾河川課

ご承知のところだと思いますけれども、港湾計画は港湾管理者が港湾法に基づいて策定することになっておりまして、八戸港の港湾計画については、県が平成 21 年 11 月に平成 30 年代後半を目標年として策定しています。ご質問の今後の予定というところでございますけれども、次期改訂に向けた動きとして、令和元年度から県のほうで港湾利用者を対象に八戸港の将来を考える勉強会というものを立ち上げまして検討しているところでございます。県からは今年度も引き続き勉強会を開催し、意見集約や次期改訂に向けた方向性の議論をしていくと伺っております。

委員長

はい、ありがとうございました。この件についてはA委員さんから出ておりましたので、 A委員さんいかがでしょうか。

A委員

ここに書いていただいているように前回の計画からもう 10 年以上経過しておりまして、目標にしていた年次がもう近くなってきておりますので、この当時とかなりいろいろな環境といいますか状況も変わってきていますので、利用者等の意見も踏まえて改訂の準備を着実に進めていただきたいと思っております。市のほうでも関与できるところがあれば積極的に関与していただいて、着実に港湾計画の改訂を進めていただきたいというふうに思っております。

委員長

はい、ありがとうございます。他に委員の皆さま方からご意見、ご質問よろしいでしょうか。それでは次に移りたいと思います。4. 防災力の強化にまいります。これはNo.9 からNo. 12 まで通して事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

それでは、4. 防災力の強化、(1) 防災体制の強化に入らせていただきます。No9 になります。資料 4-1 では、17 ページのNo.57 になります。令和元年度意見書の内容は、賞味期限の近い防災備蓄食品について、フードバンク等へ提供するなど有効活用する方法を検討する必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえ、委員より、防災備蓄食品のフードバンクへの提供に加え、子ども食堂や老人介護施設等への提供も検討してはどうか。また、防災の日に、それらの食品を使った炊き出しイベントなどを実施してはどうかとの意見をいただいております。こちらは防災危機管理課よりコメントをお願いします。

防災危機管理課

市の防災備蓄食品に関しましては、レトルト食品やビスケット、水などを備蓄しております。平成25年度から平成29年度にかけまして津波避難ビル等へのビスケットと水の備蓄を優先しながら整備してまいりました。だいだいビスケットや水の賞味期限は7年ということで、来年度に入りますと平成25年度以降に整備したものが賞味期限になってまいります。その活用につきましては、総合防災訓練や各地区の自主防災組織などで行っている防災訓練等でも非常食の試食であるとか炊き出しなどはやっております。改めまして、市の総合防災訓練などでの活用のほかに、委員ご提案の子ども食堂や老人介護施設等、施設の需要と意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

事務局

続きまして、6 ページNo.10 に入らせていただきます。フリーWi-Fi の整備に関する意見でございます。令和元年度意見書の内容は、1 つ目、訪日外国人旅行客の受入体制を整備・強化するため、ホテル等宿泊施設における Wi-Fi 整備や禁煙化等に対する財政支援に取り組む必要があるというもの。2 つ目、災害発生時の情報収集や連絡手段としてのほか、訪日外国人旅行客の通信手段としても必要性が高いフリーWi-Fi の全市的な整備に向けて、庁内各課が連携して取り組む必要があるとの意見でございます。質問でございますが、Wi-Fi 整備について、資料 4-1、17 ページの No.58 において 59 箇所の設置まで進んできている。どこでも使用できるのが理想ですが経費等の制約条件がある。市として今後取り組む地域あるいは民間に働き掛けていく地域など、目安とする規模について教えていただきたいとの質問でございます。担当課から回答をお願いします。

情報システム課

担当課 3 課にまたがりますが、まとめて私のほうから回答させていただきます。これま

での取組によって、利用者が多く公共性が高い市の施設には概ね整備できたというふうに考えております。新しい施設につきましては、昨年オープンしました YS アリーナでは建設時に設置しておりますし、現在建設中の新美術館にも設置することになっております。民間との連携については、八戸テレビ放送と進めております災害時に無料で使用できる避難所 Wi-Fi の整備を今後も継続して進めてまいります。

事務局

続きましてNo.11 に入らせていただきます。資料 4-1 では 17 ページのNo.59 になります。 令和元年度意見書の内容は、八戸市公開地理情報システムや防災タウンページの活用促進に向け、市民への周知を強化する必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえ、質問をいただいております。災害時、住民のスムーズな避難につなげるため、刻一刻と変わる状況を伝える手段・方法が全国的にも課題となっており、八戸市公開地理情報システムや防災タウンページは有効な情報と考えられます。これらについて、活用促進の現在の状況について教えていただきたいとの質問でございます。次に意見でございますが、災害時に有効な情報源である八戸市公開地理情報システムや防災タウンページは独立したサイトであることから、ほっとスルメールにリンクを貼るなど、市民が必要な情報をスムーズに得られるよう検討いただきたいとの意見でございます。防災危機管理課から回答・コメントをお願いします。

防災危機管理課

委員ご提案の内容に関しましては大変有効であると思っております。市といたしましては、昨年度、ほっとスルメールアプリのほうに八戸市公開地理情報システムとのリンクを貼り付けております。ちなみに、NTT タウンページ株式会社と防災協定を結んでおり、それに基づいて紙媒体の防災タウンページ及びそのウェブ版を八戸市と連携し取り組んでいただいているのですが、防災タウンページは来年度から休止、ウェブ版も更新しないというお話を現時点では聞いております。市といたしましては、多様かつ多重な情報伝達は必要であると考えておりますので、NTT タウンページさんのみならず、他の情報提供をしている各種団体等との連携や有益な情報の市民への伝達につきまして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

事務局

続きまして、(2)水・エネルギー対策の充実、No.12 に入らせていただきます。資料 4-1 では、19 ページNo.69 になります。令和元年度意見書の内容でございますが、火力や太陽光、バイオマス発電等が集積している当市の利点を生かし、国が進めるスマートコミュニティ施策による新たなエネルギーネットワークづくりを検討する必要があるとの意見でございます。担当課からの事前回答を踏まえ、意見をいただいております。スマートコミュニティ施策による新たなエネルギーネットワークづくりについては国が推し進めているところもあることから、補助等の活用も視野に入れ地域改革を進めていただきたいとの意見をいただいており

ます。こちらにつきましては、環境政策課よりコメントをお願いします。

環境政策課

スマートコミュニティは再生可能エネルギーの活用のほか、ICT や IOT などの最新技術によるホームエネルギーマネジメントシステムなど、新エネルギーネットワークによって実現されるものと考えております。国では平成 22 年以降、地域を選定してスマートコミュニティの実証研究を行っております。今後その検証がなされ、課題を整理・解決した上で実装段階に入っていくものと思われます。市としてはその検証後の推移を見ながら、実施の可否・時期等を検討してまいりたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。それではここまでの回答に対しての意見がございましたら伺いたいと思います。最初のほうNo.9 はB委員さんですね。

B委員

賞味期限が切れる寸前で食べたほうがよいのかはあれなんですけれど、地域の方がどれだけ備蓄をしているのかというのを、我々は昨年、沼館の津波防災センターを委員会で見学した時にこれだけ備蓄しているんだとか、こういう物があるんだとかというのが見て分かったんですけれども、恐らく知らない方がほとんどなのかなって思います。意見として出したのは、実際市民の方に集まっていただいて、こういう物がありますよ、一度召し上がってみて下さいとか、さまざまな意見が出ればと思って取り上げてみました。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは次にNo.10 はC委員さんですね。

C委員

了解しました。

委員長

よろしいですか。それではNo.11、D委員さんですね。

D委員

八戸市公開地理情報システムって、長くて市民になかなかスッと入ってこないワードなんですね。実際アクセスしてみると、集中豪雨があった時には冠水している道路とかすぐ分かるので非常に便利で、そこを避けて通れば良いとなるのですけれど、普通の方はなかなかその情報までたどり着くことができないのではないかと思っています。それと、避難所の情報なんかも地図で入っていますので、いざ何かあった時には近くの避難所がすぐ分かって、近くの避難所がいっぱいの時には別な避難所と探していくことができると思うのですが、そ

れをやはりなかなかこの名前ではシステムのところまで探せないという感じなので、できればもうちょっと分かり易い親しみのある、ほっとスルメールもそうですけれども、そんな感じのものにしていただいて、瞬時に市民の皆さんが情報を得られるようなそういうものにしていただけたらなと思いまして今回意見を出しました。

委員長

はい、ありがとうございました。 No.12 につきましてはC委員さんですか。

C委員

ご回答どうもありがとうございました。まずはさまざまな地域の実践的取組を分析していくことは方向性を定める意味で重要だと思います。国の方向性と合致する場合、初期段階では国も地域事業の後押しをしてくれますが、その後は地域がどうやって持続させていくのかが課題となります。地域により前提条件が異なりますので、事業デザインがかなり変わってくると思います。ローカル情報を持つ地域が、自立的に独自の考え方を推し進めていきながら、地域全体として効率の良い、振興できる施策を検討することが大切だと思います。八戸地域は諸産業がかなり集積している地域でもありますので、さまざまな展開を考えられる素地があると思います。継続的に検討のほどお願いします。

委員長

はい、ありがとうございました。それではここまで通して他の委員の方々からご意見、 ご質問はありますか。E委員さんどうぞ。

E委員

No.11 のご質問の中で、八戸市公開地理情報システムという、これがもっと市民にとって身近、特に年配者たちが活用する意味でのどういうふうになるのか、改善につながるのか、ほっとスルメールにリンクを貼る等のご意見にもなっているんですけれども、先ほどD委員さんの最後におっしゃったことに対しての、防災危機管理課のほうで今後の見通しがつくのかつかないのかということを教えていただければと思うんですけれども。

委員長

はい、担当課さんいかがでしょうか。

防災危機管理課

高齢者の方、また、八戸において居住されていない方、例えば観光客がいざ災害が起きた時どのように避難するのかとか、どのように情報を伝達するかというのはいろいろ課題がありまして、しかしながら、一足飛びの施策というのは防災対策に関してはなかなか無いのですが、1つ1つ積み重ねていく中で、ほっとスルメールにもほっとスルメールアプリということで、ほっとスルメール情報を確保するためには二通りあります。そういった方法がある

ということの伝達につきましては、例えば普段の防災訓練、今年度もコロナ禍におきましても既に 12 回ほど各地域の自主防災組織でやっているんですが、そういったところでのご案内、あとは防災訓練の親子教室、また、ハザードマップを活用しながら地域の避難場所はどこであるとかというようなことに関しましては、各学校単位、教育委員会のほうでも防災ノートを活用した取組をしております。そういったことをしながら、高齢者の方々に関しましては、実は今日やる予定だったんですが、要配慮者利用施設においては令和 3 年度中に避難確保計画を策定することになっています。八戸市内の施設、学校や介護施設、病院など、相当な数がこの避難確保計画を策定しているんですが、当市としては港湾河川課と連携をとりながら、計画を立てる講習会をやっていくということにしております。いろいろな場面を通じて防災イベントだけではなく、まちづくりや子どもイベント、地域のいろいろな活動を通じて防災も一緒に考えてもらうというような場を皆さんに提供しながら、公開地理情報システム等にアクセスするということに関して、まずは普段からアクセスしてみるというようなきっかけづくりをしていきたいなと考えております。

また、ただいまのE委員のご質問の回答ではなく、先ほどのB委員のご意見への回答で少し言葉足らずのところを補足いたしますが、普段の防災訓練等々において、備蓄食品の賞味期限が近いからといってやっているのではなく、普段も館鼻公園にあります「みなっ知」等にも展示しております。普段の防災訓練で提供しているのは賞味期限が近づいているものはないので、それ用に購入しているようです。市では講師を派遣した際には、こういった備蓄食品があると、それぞれ皆さんの避難所、例えば小学校の避難所には食品のみならず、発電機等防災備品がありますよということを情報提供させていただいております。

委員長

はい、ありがとうございました。他にご意見はないでしょうか。はい、D委員さんお願いします。

D委員

No.10 のフリーWi-Fi の整備なんですが、実際の例を出して良いですか。はっちで Wi-Fi を使うよりマチニワに行った方が早く繋がるというようなお話があるんですね。なので、Wi-Fi の整備はされていますが、避難者が混雑してきて Wi-Fi が繋がりにくくなるとか、全然遅くなって繋がらないとかそういうこともあると思います。その辺は性能というのでしょうか、許容量というのでしょうか、その辺は考えられて整備しているのでしょうか。質問になってしまいましたけれど。

情報システム課

Wi-Fi 整備についてですけれども、大人数に対応した機器となりますと月々の費用も価格も上がってしまいますので、現状ですとだいたい 100 名程度の容量でやっております。これでだいたい月額で 12,000 円位かかるという状況です。災害時となると人が密集してしまいますので容量が不足してしまうのですけれども、通常の使用であれば概ね問題なく使える

のではないかというところで、このような選択をしております。

委員長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは私から 1 つ意見を申し上げたいと思います。No.9 のフードバンクのお話ですが、私はフードバンクに関連する組織を持っておりますけれども、現状を申し上げますと、コロナ禍の中で子ども食堂は非常に開催が難しい状況になっている。それからフードバンクのバンクが空っぽになってきている。フードドライブの活動ができない状況になってきております。ですので、この備蓄の物を見ますと、コロナ禍の中で困窮家庭も非常に増えてきている、失業に伴ってですね。特にひとり親家庭なんかも大変ご苦労なされているというふうに伺ってございますので、是非、防災危機管理課さんのほうからこういう方面に向けても視野を広げていただきながら、できれば現状の今後発生するこの食品の個数であるとかそういったデータを事務局を通じてお知らせいただければ、恐らく手を挙げる組織は沢山あるだろうというふうに思いますので、そういった活用についても後で結構ですが事務局を通じてご提供いただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。それでは前年度意見への対応状況に関する事前質問と意見について、質問と意見の区分の確認をしたいと思いますので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

それでは、事前質問・意見に関しまして、質問と意見の区分の確認をさせていただきたいと思います。No.1 からNo.12 まで質問、意見をそれぞれ頂戴しておりましたけれども、質問についても審議の中で意見が出されておりましたので、今回出されましたNo.1 からNo.12 までの質問・意見につきましては、全て意見として取り扱うことでよろしいでしょうか。

委員長

ただいま事務局説明どおりの区分でよろしいでしょうか。はい、それではよろしいということですのでよろしくお願いいたします。案件 1 につきましては以上となりますが、その他お気付きになった点やご意見はございませんか。ないようですので、これで案件 1 の審議を終了したいと思いますが、担当課の皆さま方には、今後の事業の実施に当たりまして今回出された意見を考慮して進めていただきますようよろしくお願いいたします。それではこれで案件 1 の審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(休憩)

案件2 復興施策の総括(1.被災者の生活再建)について

案件3 復興施策の総括(2.地域経済の再興)について

委員長

それでは、案件 2 復興施策の総括(1. 被災者の生活再建)と案件 3 復興施策の総括(2. 地域経済の再興)について一括して審議を行います。これらにつきましても事前に委員の皆さまには資料 5 から資料 8 をご覧いただいた上で質問、意見をいただいておりますので、それらを取りまとめ各課の回答を記載した資料 9 復興施策の総括に関する質問・意見一覧表に沿って意見交換を進めてまいりたいと思います。まずは全般にわたる事項から確認してまいります。No.1 からNo.3 まで事務局から説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。先ほどまでの案件 1 の審議につきましては、復興計画事業の進捗管理の一環として担当課を交えて意見交換をしてまいりましたが、ここからは復興計画の総括に関する審議となりますことから、意見書のとりまとめに向け、委員各位の意見交換により審議をお願いしたいと存じます。事前にいただきました質問・意見に対する回答は、担当課に代わり事務局から回答いたしますので、それを踏まえ意見交換をお願いいたします。

それでは資料9の1ページ、No1でございます。復興計画の全般的な進捗状況をわかりやすく見える化することは可能でしょうかとのご質問です。こちらにつきましては、当課、政策推進課より回答いたします。復興計画事業について、これまでの委員会でお配りしている資料では完了事業と継続事業に区分してお示ししてきましたが、令和3年度以降も継続する事業について、進捗状況を順調、やや遅れあり、停滞の3段階に区分するなど、全体的な進捗状況を明確にする方法を検討し、次回第3回委員会でお示しさせていただきます。

続いて No2 にまいります。復興計画に対するコロナ禍での影響の把握や、すでにコロナ対策を講じている事案を現時点で公表することは可能でしょうかとのご質問です。こちらにつきましても当課より回答いたします。復興計画事業としましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市の総合防災訓練や水産加工品展示商談会が中止となったほか、心身の健康支援のための被災世帯訪問についてアンケート送付による状況把握に変更するなど、一部事業において実施内容の見直しをしております。また、新しい活動としてオンラインを活用した移住相談や企業立地相談、海外バイヤーとの商談会などを実施しております。復興計画にかかわらずコロナ対策を講じている事案としましては、別紙で 1 枚ものの資料をお配りしておりますが、市税等の減免や事業者向け支援金の支給のほか、飲食店やイベント等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につなげるメール送信サービスの提供、新型コロナウイルス検査センターの設置などを行っております。なお、今後につきましては、避難所における感染拡大防止を図るためのマスク、消毒液、テント等の確保や、市民病院の病棟改修や医療機器の整備等による新型コロナウイルス陽性患者の受入体制の強化などを進めていく予定としております。

続いて No3 にまいります。前回委員会で配付しました資料 3 の中で、八戸市の被害総額が約 1,213 億円であるのに対し、同じく前回委員会で配付した参考資料 2 の平成 23 年度から令和元年度までの八戸市復興事業歳出決算額の合計は 774 億円となっています。両者は単純に一致する必要はないと思いますが、事業費が低いと達成していない部分があるのでは

と思ってしまいます。復興は技術等の推移により事業の低廉化などが進み、ほぼ達成していると考えてもよいでしょうかとのご質問です。こちらにつきましても当課より回答いたします。前回委員会の資料でお示しした八戸市復興事業歳出決算額の 774 億円は、市の復興計画に位置付けられた復興事業に対する市の歳出決算額の合計額となります。港湾や道路の整備など国・県が実施主体である復興事業では国・県が事業費を支出しておりますが、774 億円には含めていないため被害総額との差が大きくなっているものであります。なお、復興事業につきましては、国の特例的な財政支援を活用しながら県・市・民間が連携して取り組んできており、着実に進展しているものと考えております。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。ここまでの回答に対してのご意見、ご質問いかがでしょうか。C委員さんはいかがですか。

C委員

どうもありがとうございました。了解いたしました。

委員長

了解ということですので、次に 1. 被災者の生活再建について確認してまいりたいと思います。No.4 からNo.6 まで事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料 2 ページNo.4 でございます。今後おこりうる大災害においてもり災証明書の早期発行や各種支援制度のワンストップ受付が可能となるよう、IT 化を図り体制を構築しておいていただきたいとのご意見です。こちらにつきましては、住民税課と防災危機管理課からの回答となります。まず住民税課の回答は、り災証明書を迅速に交付できるよう、り災証明書管理システムの導入について検討を進めています。防災危機管理課の回答は、被災者へのり災証明書の発行や各種支援制度の案内を円滑に行えるよう、被災者支援システム導入の検討を進めるとともに、支援に関するワンストップの相談窓口を早期に開設できる体制づくりに努めていきますとの回答です。

続いて No5 にまいります。資料 6 の復興施策シート 21 ページ、公営住宅等の提供にあります、一時入居住宅として公営住宅等の提供を受けた被災者の一時入居期限を迎えた後のフォローについてのご質問です。こちらについては、建築住宅課から次の 3 点により対応したとの回答でございます。1 点目として、市営住宅・県営住宅への入居を希望した方については、公募によらない一般入居、特定入居により入居いただきました。2 点目として、市営住宅・県営住宅へ特定入居した方及び被災者ご自身で民間賃貸住宅に転居した方には、被災者定着促進事業・賃貸住宅定住補助金で移転費用等を補助いたしました。3 点目として、被災住宅を再建する方には、被災者住宅再建支援事業、被災者定着促進事業・住宅再建補助金などで住宅の再建費用や金融機関等からの借入金に係る利子相当額を補助いたしました。

続いて No6 にまいります。大規模災害に備え、被災者の希望により民間の宿泊施設を一時入居住宅として利用できるような協定の締結などを検討してはどうでしょうか。被災者は居住地に近い場所で一時入居住宅が確保できるとともに、民間の宿泊施設の利用促進と経済的活性化にも繋がるのではとのご意見です。こちらにつきましては防災危機管理課からの回答です。要配慮者の宿泊施設への避難支援が円滑に実施できるよう、青森県が青森県旅館ホテル生活衛生同業組合と災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結しており、災害時には県と連携してこれらの民間宿泊施設を活用してまいります。また、市でも現在、避難所としてホテル等の民間施設を活用できるよう施設管理者と協議を行うなど、避難所の拡充を検討しておりますとの回答です。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。これまでの回答に対してのご意見はいかがでしょうか。

C委員

No.5 について、無事に皆さん入られたということで安心しております。

No.4 の八戸市窓口でのワンストップ対応の件、大震災の非常時を乗り越えてこられありがとうございました。人間が直接介在する作業では業務の処理に限界が出てきたところで、IT システム化すれば良いと我々は言ってしまいますが、実際にやろうとなると課題がでてきます。経費がかかり、時間がかかってしまいますので、何でも IT システム化することが良いこととは思いませんが、人間が判断や対応する業務を機械化することで、事業の整理ができて効率化もできるというようなメリットも考えられます。その上で長期的には費用が削減でき、時間も速くなるということにもなります。その辺の見極めは難しいと思いますが、作業の進め方の整理、どこに問題があるか、どういうふうに判断していくかがポイントになります。そうした取組を、現場が日常業務の中で全て対応していくのは大変なので、できれば専門の部署があれば良いと思います。いずれにせよ、いろいろなデジタル情報が増えてくることは間違いのないところなので、是非、前向きにデータの効率的な取り扱いを考えていただければと希望します。

委員長

はい、ありがとうございました。他にご意見はないでしょうか。それでは、続いて $N_0.7$ から $N_0.10$ まで説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 3 ページ No7 でございます。資料 5 の 3 ページの有効求人倍率について、 平成 21 年度に 0.28 倍であったものが令和元年度は 1.55 倍と倍率が 5 倍程伸びています。 これは、景気の回復や労働人口の流出などがあると思いますが、主要因はどのようなものと 考えていますかとのご質問です。こちらにつきましては産業労政課からの回答です。有効求 人倍率の上昇要因は、求人数の増加と求職者の減少の両面があり、震災直後は景気回復に伴 う求人要因の影響が大きかったものの、近年は求職要因の影響が大きいものと認識しています。また、求職者減少の背景としては、生産年齢人口の減少や若年世代の流出などが挙げられますとの回答です。

続いて No8 にまいります。新型コロナウイルスの感染状況を見ると、八戸市のような地域では東京都に比べてソーシャルディスタンシングを取りやすく感染が拡大しにくい環境にあり、魅力にもつながる可能性があります。学生・生徒の地元就職や若手人材の地元定着に資する取組の強化は時機を得たことと思いますとのご意見です。こちらにつきましても産業労政課からの回答です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学生の中央志向や首都圏から地方への UIJ ターンに対する意識に変化が生じることも考えられるため、地元企業の認知度や採用力を高めるセミナーの開催や移住に関する支援金制度の効果的な活用を通じ、若者の地元定着や UIJ ターンの促進に取り組んでまいりますとの回答です。

続いて No9 にまいります。震災以降、諸施策も奏功し雇用環境は順調に改善してきましたが、コロナ禍で再び悪化していると報道されています。今までの諸施策の継続とともに新たな施策も必要と思われますとのご意見です。こちらにつきましても産業労政課からの回答です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い全国的に雇用情勢は悪化しており、市では労働者の雇用を維持するため、本年 4 月から国の雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士の事務手数料を補助し中小事業者の支援に努めています。今後とも地域の雇用情勢を見定めながら、国・県等と協調して地域経済の回復と雇用の維持に努めてまいりますとの回答です。

続いて資料 4 ページ No10 にまいります。働きやすい労働環境の構築のため、企業における働き方や休み方などの雇用環境やサブロク協定の届出など、労働基準法の遵守状況、一般事業主行動計画の策定状況を調査し実態把握をすることが必要です。そして、その結果を検証し改善していくことが女性の雇用環境に変化をもたらし、結果として八戸市の活性化や人口増につながっていくと思いますとのご意見です。こちらにつきましては、産業労政課と市民連携推進課からの回答です。企業における労働基準法の遵守状況や、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届の受理及び実態把握については青森労働局が実施しています。実態把握に関する当市との情報共有については、一部を除き個人情報保護等の観点から難しい状況にございますが、市といたしましては、引き続き青森労働局や県などの関係機関と連携を図りながら各種取組の周知を行い、女性活躍の支援に努めてまいりますとの回答です。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。それではここまでの回答に対してのご意見等はございませんか。

A 委員

No.8 の意見にもありますけれど、コロナ禍というのは逆にいうと地方分散の大きなチャンスでもあって、コロナ後の世界というのがどういうふうになるか分かりませんけれども、再び大都市に集中がどんどん進んでいくような状況にもならない可能性も大きいわけですので、

各自治体はここに向けて求人であるとか、後に出てきますけれども企業誘致に関しても、いるいろ知恵を絞って、自分の地域への人とかそういう雇用先の確保に動いてくるのかなと思いますので、是非八戸市もいわゆる負けないように頑張ってもらいたい。我々企業としても、とりあえずコロナの先行きが見えないのでなかなか今の中でどんどん人を雇うというのは言いにくいんですけれども、いずれ収まった時には当然また人も必要になってくるわけですので、その時に地方にどんどん人を引っ張ってこられるように今からいろいろな施策の種を蒔いておいて欲しいなと思っております。

委員長

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではここまでの事前質問・意見について質問・意見の区分の確認をしたいと思いますので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

確認させていただきます。まず 1 ページの $N_0.1$ 、復興計画の進捗の見える化については、事務局のほうで意見として賜りまして、今後の委員会あるいは意見書取りまとめの際に対応させていただくようにいたします。次に $N_0.2$ 、 $N_0.3$ については質問でいただいておりましたが、そのまま質問ということでよろしいでしょうか。続きまして、 $N_0.4$ については意見でいただいておりましたので、そのまま意見として。 $N_0.5$ については質問として。 $N_0.6$ は意見としていただいておりましたので、そのまま意見として。 $N_0.7$ については質問として。 $N_0.8$ 、 $N_0.9$ 、 $N_0.10$ については意見として整理させていただきたいと思います。それに加えて、澤藤委員からコロナ禍における人を呼び込む施策あるいは企業誘致、雇用面のご意見がありましたので、そちらも意見として取扱いさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長

ただいまの事務局の説明のとおりの区分でよろしいでしょうか。よろしいということですので、次に 2. 地域経済の再興について確認してまいりたいと思います。No.11 からNo.14 まで事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 4 ページ No11 でございます。資料 7 の 1 ページ、八戸港水揚げ高について、平成 23 年と比較して令和元年は 50%減少していますが、水温など気象条件に依存するものと考えてよろしいかとのご質問です。こちらにつきましては水産事務所からの回答です。委員お見込みのとおりと考えています。加えて、アルゼンチン、ペルー、ロシア等の海外漁場での漁獲が少なくなったことも影響しているものと考えていますとの回答です。

続いて No12 にまいります。水産業の再興について現時点での主な課題と対策をお知らせ下さいとのご質問です。こちらにつきましても水産事務所からの回答です。資源の減少、担い手不足、消費者の魚離れによる魚価の低迷の 3 点が大きな課題と考えています。対策と

しては、資源の減少についてはつくり育てる漁業の導入。担い手不足については労働環境の 見直し。具体的には土日祝祭日の休暇の導入、漁船の快適な居住空間の確保など。それから 消費者の魚離れによる魚価の低迷については、消費者の健康志向への更なる喚起、骨なし加 工品など手軽な食材開発、衛生管理面により既製品との差別化を魚価へ反映させることなど が考えられますとの回答です。

続きまして 5 ページ No13 にまいります。荷捌き所 D 棟の整備が進んでいますが、東京築地市場のように仲買と場外市場を併設して新第二魚市場として整備することで、地域や県内外の住民の利用が促進されて観光客の誘客や利益確保にも繋がり、水産業と観光面の活性化が図られるのではないでしょうかとのご意見です。こちらにつきましても水産事務所からの回答です。八戸魚市場は、これまで産地市場としての役割を担い、消費者のためには市営魚菜小売市場や八食センターがあり、今や八戸の観光スポットのひとつとなっております。さらに、最近では舘鼻地区に漁協直営の「みなとっと」が、蕪島には「かぶーにゃ」も建設され、観光客には D 棟の見学と合わせて回遊していただくことを期待しておりますとの回答です。

続いて No14 にまいります。水産業については地域の特産としての魅力があることから、 将来の販路・市場の拡大に向けて尽力をお願いしますとのご意見です。こちらにつきまして も水産事務所からの回答です。今年度、水産加工品の出口戦略として八戸市水産物ブランド 戦略会議を立ち上げ、その第一段階として、八戸ワインにあうサバをコンセプトにした加工 品開発について有識者からアドバイスを受け、将来の販路・市場の拡大に向けた取組のひと つにと考えておりますとの回答です。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。ここまでの回答に対してのご意見いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは私から、No.12 の課題についてはこのとおりだと思いますが、 実態として漁協さんの種苗センターの廃止であるとかそういったものが聞こえております。 他の都市に比べてつくり育てるという部分については、非常に業界がパワーダウンしている ようなイメージを持っておりまして、畜産のほうがもう完全に追い越してしまったような状態で、水産都市八戸の看板がぐらついているなというふうに思っていますので、是非業界の 方々には、つくり育てるという部分が全国ではいろいろ進んでいるようですので、この点についても具体的な施策を進めていかなければもう間に合わないぞというふうなことだと思いますので、強化するようによろしくお願いしたいというふうにお伝え願いたいと思います。 私からは以上でございます。それでは、続いてNo.15 からNo.16 まで事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 5 ページ No15 でございます。地域として食を自給できることは地力の強化にもなり望ましいと思いますので、農業経営体の育成や農業生産の促進をお願いします。また、港湾が飼料輸入の物流基地として機能していることから、畜産関連企業の誘致・集積

などの取組をお願いしたいとのご意見です。こちらにつきましては、農業経営振興センターと産業労政課からの回答となります。農業経営振興センターの回答は、令和 3 年度から創設予定の既存農業経営者や法人の事業継承を支援する国の新たな制度を活用するなど、サポート体制の充実強化に努めてまいります。産業労政課の回答は、八戸港や高速交通網などの充実した物流インフラを背景に飼料産業や物流関連企業の集積が高まっており、今後も、地域への経済波及効果の高い産業分野に重点を置きながら、企業誘致に向けて取り組んでまいりますとの回答です。

続いて、資料 6 ページ No16 にまいります。農業の担い手育成においては新規就農者の支援のみならず、既存の農家を引き継ぐ、あるいは農家で作業員を雇用する、農業インターンシップを実施するなど、関係団体と連携して就農に向けた新たな取組を進める必要がありますとのご意見です。こちらにつきましては農業経営振興センターからの回答です。担い手の減少と高齢化に関する対応策として、国の制度を活用した融資を受けた際の金利負担の軽減、農業用機械等の購入に対する支援、新規就農者に最大 150 万円を最長 5 年間交付するなどの支援措置を講じています。また、生産から販売までの一体的な担い手支援体制を構築し、関係機関で構成するサポートチームが経営や技術、資金、農地に関する相談対応を実施してまいりますとの回答です。以上でございます。

委員長

はい、それではNo.15、No.16 についてのご意見ございませんか。

D委員

No.16 ですけれども、相変わらず新規就農者しか視野に入っていないという感じがしています。農家も若い人から育てていかなくては農業の経営ができないということもありますので、農業をしたいけれども新規で入るのはハードルが高いという方がいらっしゃると思いますし、高校生とか農業大学校の生徒とかが農業に関わりやすいような環境を作ってあげないと、今後若い就農者は増えないのではないかなと思っております。県外であれば農業のNPOとかあるのですが、この辺りではあまり聞きませんので、そういうふうなところを支援、例えばNPOが農家さんを支援して就労者を出すというんですかね、雇用に向けて応援を出すとかそんな新しい方法を考えていかないと就農者が増えないのではないかと思っています。

委員長

はい、他にいかがでしょうか。それでは、続いてNo.17 からNo.19 まで説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 6 ページ No17 でございます。被災事業者への自立を促すべく、金融支援や販路拡大・技術力向上への支援などの継続と、社会の変革に対応していくには地域への新たな企業進出を促すことも肝要であることから、新技術など次の世代の経済価値を産むような企業の誘致と受け皿となる産業団地の整備推進をお願いしたいとのご意見です。こちらに

つきましては、商工課と産業労政課からの回答となります。商工課の回答は、金融支援に関しては、震災において直接被害に遭われた方々への支援として、平成 22 年度から平成 23 年度に青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度内に設けられた災害復旧枠の利用に際し、資金借入に係る利子及び信用保証料を県及び市の負担にて全額補給しており、全ての融資の償還が完了する令和 8 年度まで支援を継続していく予定であります。また、販路拡大・技術力向上への支援に関しては、中小企業振興条例に基づき新商品や新技術の開発に対する助成を行っているほか、八戸インテリジェントプラザへの委託事業により、コーディネーターの派遣や大学、公設研究機関と連携して行う共同研究開発に対する補助金の交付などを行っており、今後も継続していく予定でありますとの回答です。産業労政課の回答は、産業団地の整備について、令和元年度より用地買収を進めており、地権者の協力により大部分を取得しています。また、今年度から工事に着手しており、令和 6 年度中の分譲を目指し着実に事業を推進してまいりますとの回答です。

続いて No18 にまいります。新しい産業団地の完成を見据えて企業誘致活動を強化する必要があると思いますが、新たな施策や取組などはありますかとのご意見、ご質問です。こちらにつきましては産業労政課からの回答です。北インター第二工業団地については、今年7月に実施設計概要を公表して以降、市のホームページや10月に開設した産業立地オンラインフェアホームページで情報発信を行うなど、周知・PRを開始したところです。今後は造成事業の進捗にあわせながら、新たな施策等を含め企業誘致活動の強化について検討してまいりますとの回答です。

続いて、資料 7 ページ No19 にまいります。令和 3 年度以降、八戸市は国の復興特区の対象地域から外れるとのことですが、設備投資の促進や雇用の維持のためにも、あおもり生業づくり復興特区による規制の特例や税制上の特例と同様の施策の継続を要望しますとのご意見です。こちらにつきましては、商工課と産業労政課からの回答となります。商工課の回答は、設備投資の促進について、生産性向上特別措置法に基づき、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定して認定を受けた事業者に対する 3 年間の固定資産税課税免除を、特例期間である令和 4 年度末まで実施してまいりますとの回答です。産業労政課の回答は、復興特区法に基づき、市で定める条例により工場立地法で定める緑地面積率及び環境施設面積率に関する規制を緩和しておりますが、この規制の緩和措置については、復興特区法が存続する限り継続できるものと関係機関から伺っていますとの回答です。以上でございます。

委員長

はい。ここまでの回答に対しましてご意見はございませんか。

A 委員

先ほど申し上げたことと関連するんですが、やはりアフターコロナといいますか、そこに向かっての地方の頑張りどころかなと思っております。№19 の同様の施策の継続を要望しますということに対して、4 年度末まで実施してまいりますとか復興特区法が存続する限

りとかじゃなくて、市の施策として、財源の問題もあるかもしれませんけれども、やはり企業を呼び込む、人も呼び込む、そして地方を持続させるためには、いろいろなこういう甘味剤といいますか、こういうものも必要なんだろうなと思いますので。まさに同様の施策の継続というところに一番私も力点を置いて意見を出したので、期限をつけないで頑張ってほしいなという意見です。

委員長

はい、ついでながら私も賛成でございます。是非よろしくお願いしたいと思います。他 にいかがでしょうか。それでは続いてNo.20からNo.25まで事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 7 ページ No20 でございます。資料 8 の 66 ページにあります参考指標の動向、八戸市内ホテル宿泊客数調べでは、観光客が平成 22 年の 4.6 万人から令和元年では 14.5 万人と 3 倍に増えていますが、種々の観光活性化策の成果が現れているとみてよろしいでしょうかとのご質問です。こちらにつきましては観光課からの回答です。観光客増加の要因としては、東北・北海道新幹線の新函館北斗駅開業や種差海岸の三陸復興国立公園指定、八戸三社大祭のユネスコ無形文化遺産登録といった、全国からの誘客促進に繋がるようなトピックが相次いだことや、館鼻岸壁朝市や横丁などがメディアでたびたび取り上げられたことで当市の認知度がアップしたことなどが考えられます。なお、ご質問の観光客数については、同じ期間の宿泊者総数の増加率がプラス 17 パーセントに留まっていることから、旅行スタイルの変化や集計方法など複合的な要因によるものと考えていますとの回答です。

続きまして、資料 8 ページ No21 にまいります。新型コロナウイルス感染症の拡大により実現には困難が伴うと思いますが、八戸三社大祭に代表される地域の魅力を発信できる取組を推進し、観光産業の振興に向けたインバウンド対策の強化及び受入体制の整備をお願いしたいとのご意見です。こちらにつきましても観光課からの回答です。八戸圏域への観光誘客を担う VISIT はちのへでは、マーケティングに基づき戦略的なプロモーションを展開することとしており、デジタル技術を活用したさまざまな事業を展開しています。また、昨年度には三社大祭やえんぶりの時期に合わせて圏域の周遊を促す取組なども並行して実施するなどの事業展開を図っています。今年度はコロナ禍ではあるものの、SNS 等による情報配信のほか、インバウンド対策においてはメインターゲットとする欧米豪の現地メディアに対する情報提供を継続しているほか、現在は圏域の産品やコンテンツをウェブ上で注文・精算できるポータルサイトの構築に取り組むなど、アフターコロナを見据えた誘客促進と受入体制の強化にも努めておりますとの回答です。

続いて No22 にまいります。観光地で購入できるお土産の種類が少なく販売所やスペース も限られていることから、地域産業の発展と観光地 PR のため、お土産品の開発を進める必 要がありますとのご意見です。こちらにつきましても観光課からの回答です。市内でお土産 品を購入できる主な施設は、八食センターやユートリーなどの民間施設をはじめ、はっちや 種差海岸にある公共施設のほか、八戸駅などの交通拠点となっております。このうち公共施 設については、施設の目的や規模の関係で十分な販売スペースを確保できていないものの、 八食センターやユートリーについては、商品の種類や販売スペースなども十分に確保されて いるものと認識しております。今後は、更なる情報発信によりこれら民間施設への来訪を促 すとともに、お土産品の開発については、商工会議所や VISIT はちのへを通じていただい たご意見を各事業者にお届けすることで、品質はもとより、パッケージのサイズやデザイン など総合的な品質向上に向けた商品開発を促してまいりますとの回答です。

続いて、資料 9 ページ No23 にまいります。みちのく潮風トレイルについて、蕪島、マリエントの山側近辺から葦毛崎までは道路が狭く歩道もないことからゆったり歩ける状況ではありません。新たな遊歩道などを整備する必要があると思いますとのご意見です。こちらにつきましても観光課からの回答です。みちのく潮風トレイルは、蕪島を起点とした場合、マリエント下を通り、西宮神社前、恵比須浜漁港、小舟渡の順に海岸沿いを通過した後、鮫角より県道である主要地方道八戸階上線へ上がり、そのまま鮫角灯台下の道路沿いを葦毛崎展望台へと進んでまいります。このうち主要地方道八戸階上線の鮫角灯台下から葦毛崎展望台までの区間については道路が特に狭隘であることから、市としましても道路を所管する青森県へ、拡幅、歩道設置等により遊歩道としての安全性の確保について要望しているところですとの回答です。

続いて No24 にまいります。新型コロナウイルスによりインバウンドが減少し大きな経済的ダメージを受けています。インバウンドのみを対象とした事業のリスクは大きく、これからは日本人・外国人のそれぞれを対象とした事業によってリスクを分散し、事業者が量から質への転換や、直接顧客とのつながりを持つ顧客展開などのアフターコロナ対策を打ち出していくことが必要と思いますが、コロナ禍での事業展開等についての支援策や相談機関はありますかとのご質問です。こちらにつきましては商工課からの回答です。新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者の相談先につきましては、21あおもり産業総合支援センターやよろず支援拠点、商工会議所や商工会が随時無料で相談対応を行っております。加えて、八戸商工会議所の主催により、11月と12月の2回、経営に関する相談や各種融資制度・補助金の申請方法などに関する特別相談会を開催することになっておりますとの回答です。

続きまして、資料 10 ページ No25 にまいります。これまで定期的な放射性物質の測定調査と積極的な情報発信を継続的に行っており、安全な状態にあるものと認識しています。市民の安心感を持ち続けるためにも継続していただきたいとのご意見です。こちらにつきましては、環境保全課、水産事務所、農業経営振興センターからの回答となります。環境保全課の回答は、東日本大震災以降実施してきた水浴場の放射性物質濃度等の調査は、10 年間継続して安全を確認できたことから、令和 2 年度をもって測定を終了することとしました。なお、市庁敷地内放射線モニタリングは継続して実施してまいりますとの回答です。水産事務所の回答は、これまでと同様に継続してまいりますとの回答です。農業経営振興センターの回答は、県において平成 23 年 7 月から継続して県産農林水産物の放射性物質モニタリング調査を実施しております。その結果について、市ホームページ及びビーエフエムの番組内でお知らせしており、引き続き情報発信に努めてまいりますとの回答です。

なお、No26 以降につきましては、次回第 3 回委員会での審議を予定しております。以上 でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。ここまでの回答に対しての意見はございませんでしょうか。

D委員

No.22、観光のお土産についてなんですけれど、誰に向けて売られているのかなというか、買っていく人はそれを届ける方をイメージしてお土産を買い求めるわけで、その視点がちょっと足りないのかなっていうのが率直な意見です。見た目はかなり大事だと思います。それから外国の観光客、インバウンドに対してもやはり日本独自の物、例えば八戸独自の物を欲しいというところで、あと大きさもそれに兼ね合わせるのかなと思いますので、やはり買い求められたお土産は誰の手元に届くかということをイメージして、もうちょっと商品開発をしていただいたほうが良いのではないかと。子どもから高齢者まで年齢が幅広いわけですから、やはりお土産の届け先を考えての商品開発をお願いしたいと思います。

委員長

他にいかがでしょうか。

C委員

No.25、放射線関係の説明、どうもありがとうございます。継続して計測をお願いします。後はなかなか難しいのですが、今の状況を明確に把握しているわけではありませんが、風評被害として、海外が地域産物の輸入に対していろいろ制限を加えているのではないかと懸念しています。やはりきちんと安全ですよと科学的根拠に基づいて伝え続けることが肝要かなと思います。それを受けて判断する側には、歴史的・文化的な背景など諸要素が関係し、簡単に安全と判断するまでには至らないと思います。時間をかけて信頼を醸成していくことが堅実と思いますので、地域としてはきちんと科学的に状況を把握していますという実績を蓄積していただきたいと思います。人々は心配を抱えると噂や流言の形で他者に伝えるようになり、風評被害として顕在化することがあります。その時には継続的な科学的データは事実を正しく伝える説得力のある根拠になると思います。

委員長

他にご意見はございませんでしょうか。それではないようですので、ここまでの事前質問・意見について区分の確認をしたいと思います。事務局からよろしくお願いします。

事務局

それでは、No.11 からNo.25 までの区分の確認をさせていただきます。意見であらかじめい

ただいたものについては、そのまま意見として取り扱わせていただきます。質問でいただいた部分の確認をさせていただきます。No.11 につきましてはそのまま質問で。No.12 につきましては、つくり育てる漁業の促進等の意見をいただきましたので、意見として取り扱わせていただきたいと思います。続きましてNo.18、こちらについては先ほどより企業誘致活動の強化等の意見が出ておりましたので、意見として取り扱わせていただきます。No.20 のホテルの宿泊客についてですが、こちらについては質問として取り扱わせていただきたいと思います。続きましてNo.24 でございます。意見・質問ということで、コロナ禍での事業展開についての支援策、相談機関等がありますかということの質問でいただいておりましたけれども、中身としましてはアフターコロナにおける支援の促進とか支援策の情報提供を求めるものとこちらで捉えましたので、意見として取り扱わせていただきたいと思っております。そのほかに途中途中で委員の皆さまから追加の意見をいただきましたので、そちらについても意見として取り扱わせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明のとおりの区分でよろしいでしょうか。それではよろしいということですので、案件 2、案件 3 については以上となりますが、お気付きになった点やご意見は他にないでしょうか。よろしいですか。

案件4 第3回委員会の資料について

- 事務局が資料 10~資料 14 の内容と資料 10~資料 13 の審議は第 3 回委員会で行うこと を説明
- ・資料 10~資料 13 に関する事前質問、意見等は 11 月 13 日までに事務局へ提出

4. その他

・事務局が次回(第3回)委員会の開催予定日時を説明

5. 閉会